

5 安全管理対策

5.1 関連法令

ナローマルチビームを用いた測量に伴う、海上作業については、関係する法令等を遵守する必要がある。

- (1) 水路業務法
- (2) 測量法
- (3) 港則法
- (4) 海上交通安全法
- (5) 海上衝突予防法
- (6) 港湾法
- (7) 漁港漁場整備法
- (8) 海洋汚染等および海上災害の防止に関する法律

5.2 作業手続き

ナローマルチビームの実施にあたり、事前に水路測量許可、海上作業の許可・届出、他の関係する法令に規定する許可や届出を提出する。また、地方条例や各団体等によって定められた同意・承諾等を遵守してその履行に適切な対応を行う。

さらに、作業の実施にあたっては、調査海域を管轄する関係機関や関係者への作業内容、作業方法および作業工程の周知を行う必要がある。

【解説】

管轄海上保安部への海上作業の許可申請は、原則、作業を行う1か月前までに、受注者が管轄の港長又は海上保安部署等へ行う。水路業務法6条に該当する場合の申請は、所轄の管区海上保安本部長へ行い、2つ以上の海上保安本部管轄海域にまたがる測量の場合は海上保安庁長官へ申請を行う。

この許可申請に基づき、実施される測量作業区域、方法等の公示が行われるほか、水路通報や航行警報が発出され、測量作業について安全周知が行われる。

【水路測量の概要】

水路測量

水路測量とは、「水路業務法」第2条第1項に定めてある

- 水域の測量及びこれに伴う土地の測量
- その成果を航海に利用させるための地磁気の測量をいいます。

例えば、

その成果を航海に利用させるものはもとより、浚渫、架橋、漁場整備、地震予知研究等に関連した水域の測量も含まれます。

このような水路測量を実施しようとするときには、水路測量許可申請または業務委託申込みが必要です。

水路測量許可申請（水路業務法第6条）

水路測量の費用の一部または全部を、国または地方公共団体が負担している場合には、水路測量許可申請が必要です。

実施を計画している水路測量の許可の流れは、右ページのフローチャートで確認してください。申請の詳細については最寄りの管区海上保安本部海洋情報部にお問い合わせください。

なお、許可申請書は、原則として作業を実施する1ヶ月前までに提出してください。これは許可を行った水路測量について、その区域、期間、その他必要な事項を公示するとともに、必要に応じて水路通報や航行警報に掲載して、海域での測量作業や船舶の安全を確保するなどの手続きをとるための期間として必要なものです。

業務委託申込み（水路業務法第26条）

民間企業が独自に行う水路測量の成果を、海図に採り入れるために海上保安庁職員の立会いを求める手続きです。この水路測量は海図を補正するための基準を満たすように海上保安庁職員が指導・助言を行います。得られた成果は管区海上保安本部海洋情報部で審査を行い、その後海図が補正され船舶の入港等の安全が保たれます。

なお、業務委託申込みには、承認および海上作業の安全を確保するための周知期間を含め概ね40日程度の日数がかかります。

【参考文献等】

資料名	発行年	発行	備考
海洋調査技術マニュアル －深浅測量編－	平成 27 年 10 月	一社) 海洋調査協会	
マルチビームを用いた深浅測量 マニュアル (浚渫工編)	令和 2 年 4 月改定版	国土交通省 港湾局	
水産基盤施設ストックマネジメ ントのためのガイドライン	平成 27 年 5 月改訂	水産庁漁港漁場整備部	
漁港漁場設計・測量・調査等業務 共通仕様書	平成 30 年 5 月	水産庁漁港漁場整備部	